

注意事項①

【入札参加者に必要な資格・条件】

次の①～③のすべてを満たすこと。

①一般土木工事（最希望又は希望、地域：市内本店、経審（土木）：690 点以上）であること。＜新規業者を除く。＞

②公益財団法人「日本下水道新技術機構」の建設技術審査証明を有する管更生工法で、当該工事に対応する「口径φ200 mm以上の反転・形成工法」に係るいずれかの工法協会に所属していること。

③次の A～D のいずれかを満たす主任技術者又は監理技術者を配置すること（A・B は②の所属する工法協会に係るものに限る）。

A. 「公益財団法人 日本下水道新技術機構」の建設技術審査証明を取得している下水道管渠更生工法に関するいずれかの講習を受講し、その講習修了証又は認定証を有すること。

B. 管渠更生工事の施工管理に関する次のア、イのいずれかの資格を有すること。

ア. 下水道管路更生管理技士（一般社団法人 日本管路更生工法品質確保協会）

イ. 下水道管きょ更生施工管理技士（一般社団法人 日本管更生技術協会）

C. 管渠更生工事の施工管理に関する次の資格を有すること。

・下水道管路管理専門技士 修繕・改築部門（公益社団法人 日本下水道管路管理業協会）

D. 主任技術者又は監理技術者として管渠更生工事施工実績（元請、過去 10 年以内、1 スパン連続 20m 以上、口径φ200 mm以上、自立管形式）を有すること。

注意事項②

本件の入札参加に必要な添付書類は、下記のとおりです。

- ①公益財団法人「日本下水道新技術機構」の建設技術審査証明を有する管更生工法で、当該工事に対応する「口径φ200 mm以上の反転・形成工法」に係るいずれかの工法協会に元請として所属していることを証する書類（所属工法協会の会員証明書の写し）
- ②次のA. B. C. Dのいずれかの書類を提出すること
 - A. 配置予定技術者調書 1
 - B. 配置予定技術者調書 2
 - C. 配置予定技術者調書 3
 - D. 配置予定技術者調書 4
- ③資格を証する書類（写し可）
- ④配置予定技術者について、3か月以上の雇用関係を証する次のいずれかの書類の写し
 - ・ 監理技術者資格者証（表・裏）
 - ・ 住民税特別徴収税額（変更）通知書
 - ・ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書
 - ・ 雇用保険被保者資格取得等確認通知書
 - ・ 所属会社の雇用証明書（様式任意）

※令和7年12月2日以降、健康保険被保険者証は雇用関係証明資料としては使用できません。

工事入札参加者の皆様

工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）

工事の入札参加にあたっては、以下の事項に十分注意してください。

1) ランダム係数を用いた最低制限価格制度の適用

工事種別ごとの発注基準に基づき、下表の工事については、「ランダム係数を用いた最低制限価格制度」を適用します。ただし、一般土木、建築、電気、水道施設、管の工事種別について、予定価格が1億円以上であっても予定価格を事前に公表する場合は、本制度を適用します。

工事種別	予定価格	工事種別	予定価格
一般土木	概ね1億円未満	管	概ね1億円未満
建 築	概ね1億円未満	舗 装	6千万円未満
電 気	概ね1億円未満	塗 装	6千万円未満
水道施設	概ね1億円未満	造 園	6千万円未満

（上記以外のその他専門工事では、6千万円未満に適用します。）

（1）「最低基準価格」の算出（求め方）

最低基準価格は下記の算式により算出した額とします。ただし、その額が予定価格（税抜き）の75%を下回る場合は75%、92%を上回る場合は92%の額とし、1,000円未満を切り捨てた額とします。

$\text{最低基準価格（1,000円未満切り捨て）} = \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68$

（2）「最低制限価格」の算出（求め方）

最低基準価格に、パソコンからランダムに抽出される係数（「1.0000」から「1.0099」までの数値（小数点以下第4位まで）をいう。）を乗じて得た額（10

円未満切り捨て)とします。ただし、算出された額が予定価格(税抜き)の92%を上回る場合は92%の額とします。

(3) 落札者の決定方法について

予定価格以下で最低制限価格以上の応札をした者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。なお、その最低価格での入札者が2者以上の場合は、くじにより落札者を決定します。

2) 内訳書の提出について

予定価格が130万円以上の工事案件において、入札時に内訳書の提出を求めます。様式は「任意」としてありますが、作成に当たっては次の点に注意してください。

(1) 内訳書に記載すべき内容

内訳書には、必ず次の項目を具備してください。

- ①工事名
- ②商号又は名称
- ③代表者氏名(電子入札のため代表者印は不要)
- ④『提出用内訳書』に記載された全項目及びそれに対応する金額

※ ④については、本市が案件毎に閲覧設計書とは別に準備する『提出用内訳書』の中の項目と同一の項目を全て記載したものにしてください。

(2) 提出方法

入札の際に、京都府電子入札システムにより提出してください。

(3) 失格となる場合

- I. 内訳書を提出しなかった者
- II. 次の項目のうち、いずれかに該当する内訳書を提出した者
 - ①内訳書に記載すべき内容(上記(1)①～④)のうち、いずれかひとつでも脱落しているもの
 - ②異なる工事名、商号又は名称、代表者氏名が記載されているもの(明らかな誤記を除く。)
 - ③『提出用内訳書』に記載のない工種や種別が記載されているもの
 - ④内訳書の計算に誤りがあるもの
 - ⑤内訳書に記載の工事価格と入札額が異なるもの

(4) 労務費等の記載について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に伴い、

入札の際に入札金額の内訳として、「材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの」を記載しなければならないこととされたため、内訳書の様式に以下の項目を追加します。入札の際には記載して提出してください。

①材料費

②労務費

③法定福利費（労災保険料、雇用保険料、健康保険料、介護保険料及び厚生年金保険料等の事業主負担額）

④建退共掛金（建設業退職金共済制度の掛金）

⑤安全衛生費（労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費）

※ 当面の間は、上記の項目について内訳書の記載に不備があった場合でも失格としませんが、落札決定後速やかに不備のない内訳書を提出してください。なお、（４）労務費等の記載について以外の内訳書の記載内容については、従前どおり不備があれば失格となります。不備の内容によっては、記載内容について確認を行う場合があります。

※ 詳しくは、宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/98929.html>）をご確認ください。

3）監理技術者又は主任技術者及び現場代理人について

建設業許可及び配置予定（主任・監理）技術者の資格については、当該工事を施工するにあたり必要な許可・資格でなければなりません。

開札日が同日又は開札日は異なるが入札日が同日の他の工事を落札し、参加表明時に提出された監理技術者又は主任技術者及び現場代理人（以下「技術者等」という。）をあてることができないと判断した場合には、自動的に辞退扱いとして処理します。なお、参加表明時に複数の技術者等を提出している場合で、そのうちの一部の技術者等を配置することができなくなった場合には、必ず**入札書受付開始日の1営業日前の午後5時までに**宇治市総務・市民協働部契約課に持参又はファックス（電話にて到着確認をしてください。）により書面にて提出してください。落札したにもかかわらず、技術者等をあてることができない場合には、違約金の徴収及び指名停止措置の対象となりますので、ご注意ください。

4）建設業退職金共済制度の活用について

建設業退職金共済制度は、建設労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、建設

業の振興と発展に資することを目的とした制度です。工事施工中に新たに「共済証紙」を購入したり、追加で購入した場合においても、「掛金収納書」（原本）を提出してください。

5) 資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限について

入札において、同一入札に参加することのできない資本関係又は人的関係のある会社の二者以上の者が確認された場合、該当する全ての者の入札を無効とします。ただし、そのうちの二者が入札をするまでに、その者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、この限りではありません。また、この場合に、本取扱いを遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、宇治市工事等入札心得第19条第2項の規定に抵触しません。

6) 社会保険等の加入について

本件は下請負人を含め、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していることを参加条件としていますのでご注意ください。

7) 建設工事の入札における違算等の取扱い

違算等で予定価格（設計額）に変更が生じる場合であっても、入札書受付開始前の段階で違算等が判明し、違算等の程度が軽微な場合は、予定価格等を変更し入札を続行することとします。ただし、軽微な違算等であっても、積算内容の変更により、入札参加資格要件に変更が生じる場合等は入札を中止します。また、入札書受付開始から開札までの間に違算等が判明した場合は入札を中止し、違算等の程度が軽微な場合で、かつ入札参加資格要件に変更が生じない場合等は、指名競争入札へ移行することとします。ただし、入札書を提出する以前に入札参加資格申請等を取り下げた者、入札を辞退した者、入札不参加の者は指名しません。

8) 指名業者の事後公表拡大について

予定価格1億円以上の工事を除く全ての入札・見積において、指名業者（入札・見積参加者）を事前公表としていましたが、談合等の不正行為防止の観点等から、全ての入札・見積で指名業者を事後公表とします。

9) 競争入札参加資格者への連絡方法について

入札、契約等に係るお知らせ（京都府電子入札システムより送信されるメールを除く）は、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

※「@city.uji.kyoto.jp」ドメインからのメールを受信できるよう設定してください。また、メールが迷惑メールフォルダに振り分けられないよう受信設定をご確認ください。なお、送信するメールアドレスは「keiyakuka@city.uji.kyoto.jp（契約課）」「k-soukatsu@city.uji.kyoto.jp（建設総括室）」です。

10) 電子保証について

電子保証とは、従来の書面で発注者に提出していた契約保証、前払金保証及び中間前払金保証の保証証書について、インターネットを介した方法により提出することができる仕組みです。電子保証の対象となる保証証書は、保証事業会社（西日本建設業保証株式会社等）による契約保証、前払金保証及び中間前払金保証となります。詳しくは、宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/86848.html>）をご確認ください。

11) 建設リサイクル法対象工事の契約締結事務手続きについて

特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する一定規模以上の建設工事（対象建設工事）については、特定建設資材廃棄物を基準に従って工事現場で分別（分別解体等）し、再資源化等することが義務付けられています。下記の工事が対象となりますので、「法第13条及び省令第7条に基づく書面」を京都府入札情報公開システムの入札公告・入札情報の本案件のページからダウンロードし、記載例に従い必要項目を記入の上、契約書約款の最終頁として綴じてください。

- ①建築物に係る解体工事の場合 ※床面積 80 m²以上
- ②建築物に係る新築工事等の場合 ※新築・増築 500 m²以上、修繕・模様替等 1 億円（税込）以上
- ③建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事（土木工事等）の場合 ※500 万円（税込）以上

下請負（再委託）についての注意事項

宇治市が発注する建設工事等にかかる契約については、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領の規定に基づき、指名停止措置中の業者に下請負（再委託）させることはできません。

なお、指名停止措置中の業者については、宇治市行政資料コーナー及び宇治市契約課カウンターにおいて公表しています。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、
本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

電子契約サービスの運用開始について

この度、契約手続きの効率化及びペーパーレス化の推進を目的として、電子契約サービスの運用を開始します。

- 電子契約の概要

電子契約とは、インターネットを利用し、契約書の確認及び締結を行う仕組みであり、紙媒体による印刷、押印及び郵送等の手続きを要しないものです。詳細は以下の URL を参照してください。

(宇治市電子契約サービス URL) <https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/102646.html>

- 対象となる契約

令和 8 年 8 月 1 日以降に公告する、建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品等の供給及び役務の提供案件のうち、受注者が電子契約を希望する案件に利用いただけます。

なお、法令で書面による契約が義務付けられているもの、少額随意契約のもの（工事等担当課が見積書を徴収し契約する案件）及び受注者が電子契約を希望されないものについては、従来どおり書面による契約とします。

- 手続きの流れ

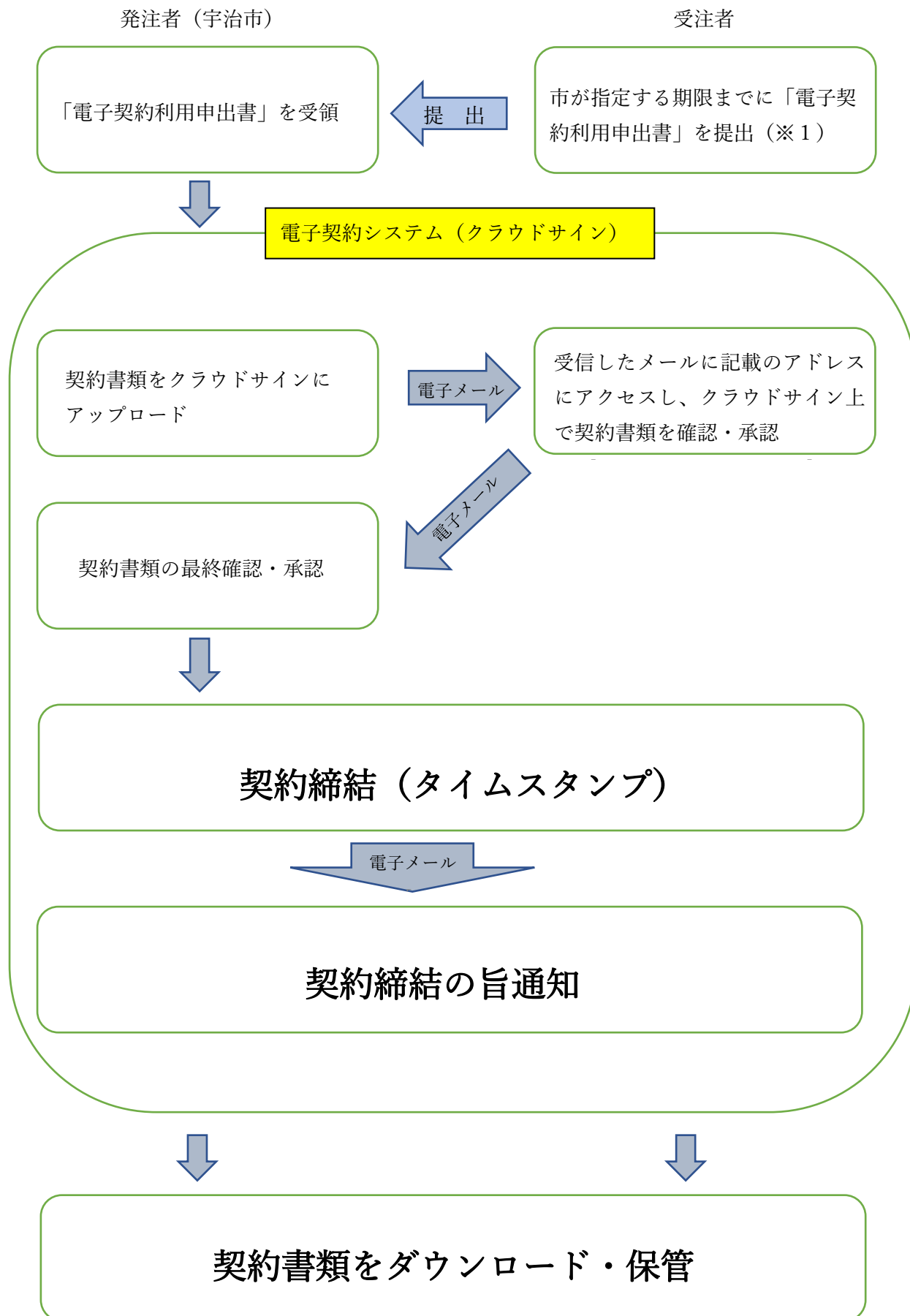
別紙、「電子契約フロー」図をご参照ください。

- 留意事項

電子契約利用申出書に記載可能なメールアドレスは、契約締結権限者及び担当者の計 2 名までとします。なお、同一メールアドレスの重複登録は認められません。

- 電子契約による契約を希望される場合は、別添の「電子契約利用申出書」に必要事項を記入の上、参加表明時に、京都府電子入札情報公開システムを通じて添付書類として提出してください。

電子契約フロー



※１ 建設工事及び測量・コンサルタント等業務は、京都府入札情報公開システムにて参加表明時に添付書類として提出。物品等の供給及び役務の提供は参加表明書に電子契約を希望する旨を記入し、落札業者のみ電子メールにて提出。